



平成 19 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 丸八証券株式会社
代表者名 代表取締役社長 島 田 守
(J A S D A Q ・ コード 8700)
問合せ先 取締役 I R 担当兼総合企画担当
中 村 吉 孝
電 話 052-261-3235

証券取引等監視委員会の弊社に関する勧告について

弊社は、平成 18 年 11 月より証券取引等監視委員会の検査を受けておりましたが、本日、その検査結果通知書を受領いたしました。

本通知書により、弊社及び弊社の役職員が行った行為は、①顧客との間で、有価証券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為に該当する②取引所有価証券市場における上場有価証券の相場を固定させる目的をもって、一連の上場有価証券の買付けを行うことを勧誘し、当該買付注文を受託、執行しているとの指摘を受けました。

弊社及び弊社の役職員が行った行為は、①証券取引法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当する②同第 159 条第 3 項に規定する「取引所有価証券市場における上場有価証券の相場を固定させる目的をもって、一連の上場有価証券の買付けの受託・執行をする行為」に該当するとして、証券取引等監視委員会から、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、行政処分を行うよう勧告が行われました。弊社においては、数日以内に、当該勧告に従った処分が行われるものと理解しております。

弊社は、平成 17 年 6 月 24 日、役職員が「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」を行ったことから、金融庁より業務停止命令及び業務改善命令を受けました。以降、弊社は、様々な内部管理態勢の充実・強化に取り組んでまいりましたが、それにもかかわらず、今回、再度、このような勧告を受けることにいたったものです。このような事態は、株主の皆様をはじめ、お客様やその他の関係者の皆様に多大なご心配、ご迷惑をお掛けすることになるものであり、皆様に対し、改めて深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、このような事態が発生した抜本的な問題を洗い出し、今後の再発防止を図るために、本日、顧問契約のない第三者である弁護士による「調査委員会」（別紙参照）を設置いたしました。また、社長直轄の社内プロジェクトチーム「業務改革プロジェクト」を設置し、全役職員挙げて継続的な改革に取り組んでまいります。なお、本件に関する経営陣の責任及び社内処分につきましては、調査委員会による勧告を踏まえて決定したいと考えております。

以 上

(別 紙)

調査委員会の設置について

1. 組 織

当社取締役会から委嘱を受け、独立して活動を行う組織として設置いたしました。

2. 設置の目的

当社が証券取引等監視委員会から度重なる勧告を受けることとなった行為の原因について、直接の原因にとどまらず、コンプライアンス態勢を中心とした社内態勢に関して調査及び検討を行い、これらの見直しを含む再発防止策を当社取締役会に提言することを目的いたします。

3. 調査期間

設置後、概ね2ヶ月を目処として、報告を行うことを予定しております。なお、報告書の要旨及び再発防止策等につきましては、適宜、皆様に開示いたします。

4. 委 員

調査委員会は、以下の4名の委員により構成いたします。

委員長 手塚 一男 (弁護士：兼子・岩松法律事務所)

委 員 森岡 誠 (同 上)

同 佐藤 明夫 (弁護士：佐藤総合法律事務所)

同 熊谷 貴之 (同 上)

5. 当社としての対応

当社取締役会は、調査委員会からの提言を受けた後、提言に従って再発防止策等を順次実施いたします。

6. 委員の略歴

手塚 一男

昭和42年 弁護士登録 (第二東京弁護士会)、兼子・岩松法律事務所

平成3年 第二東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会常務理事

平成7年～14年 法制審議会商法部会・会社法部会委員

日本債券信用銀行 調査委員会副委員長

東邦生命、大正生命 調査委員会委員長 等

森岡 誠

平成13年 弁護士登録 (第二東京弁護士会)、兼子・岩松法律事務所

佐藤 明夫

平成 9 年 弁護士登録（第二東京弁護士会）、三井安田法律事務所
平成 15 年 佐藤総合法律事務所開設
ジャスダック証券取引所 コンプライアンス委員会委員長（現任）
駿河台大学法科大学院兼任教員（現任）
日興コーディアルグループ 特別調査委員会委員 等

熊谷 貴之

平成 12 年 弁護士登録（第二東京弁護士会）、三井安田法律事務所
平成 15 年 佐藤総合法律事務所開設

以 上